

○岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月24日条例第30号

改正

平成29年3月28日条例第1号

平成30年7月2日条例第25号

令和2年6月26日条例第17号

令和3年9月28日条例第24号

令和4年12月23日条例第25号

令和5年9月28日条例第20号

令和6年3月28日条例第2号

令和7年3月28日条例第3号

令和7年10月1日条例第29号

岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。
- (7) 実施機関 岩倉市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年岩倉市条例第25号)第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。

(特定個人情報の利用)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる実施機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる実施機関が行う同表の中欄に掲げる事務、実施機関が行う特定個人番号利用事務並びに実施機関が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる実施機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 実施機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5 前3項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第11号の規定による条例で定める特定個人情報の提供ができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。(後略)

附 則 (平成30年7月2日条例第25号)

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日条例第25号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月28日条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日条例第2号)

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日条例第3号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

実施機関	事務
1 市長	岩倉市子ども医療費支給条例(昭和48年岩倉市条例第3号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例(昭和53年岩倉市条例第23号)に

	よる母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	岩倉市障害者医療費支給条例（昭和48年岩倉市条例第27号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	岩倉市遺児手当支給条例（昭和50年岩倉市条例第21号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒（就学予定の者を含む。別表第2及び別表第3において同じ。）の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

実施機関	事務	特定個人情報
1 市長	岩倉市子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 市長	岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定め	(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により

	るもの	算出した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 市長	岩倉市障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (2) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 市長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 市長	日本国民に対する生活保護の実施の取扱いに準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 市長	地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって

		規則で定めるもの
7 市長	岩倉市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	経済的理由によって就学が困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの